

功労会員選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、功労会員選出に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 功労会員となることのできるものは、次の各項に掲げるいずれかの基準を満たし、推薦時に満65歳以上のものとする。

- (1) 本会の各種委員会委員長を経験し、かつ評議員を15年以上委嘱されたもの
- (2) 支部長を経験し、かつ評議員を15年以上委嘱されたもの
- (3) 支部学術集会会長を経験し、かつ評議員を15年以上委嘱されたもの
- (4) 本会に対して特に貢献度が高いと理事会が判断したもの

(推薦手続)

第3条 功労会員の推薦手続きは、名譽会員の推薦手続きに準ずる。

(恩典)

第4条 功労会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 社員総会における称号の授与
- (2) 定款第2章第13条ならびに第4章第24条に規定する恩典
- (3) 年次学術集会参加費を無料とする。

(英文表示)

第5条 本会功労会員の英文表示は、Distinguished Service Member of the Japanese Society of Intensive Care Medicineとする。

(改定)

第6条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2006年5月16日から施行する。

この改定は、2012年2月27日から施行する。

この改定は、2013年2月28日から施行する。

この改定は、2020年10月29日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2023年10月6日から施行する。

この改定は、2024年12月20日から施行する。